

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年9月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 7号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について
- 議第 8号 令和4年度三条市農林関係施策の要望について
- 議第 9号 三条市都市計画審議会委員の推薦について
- 議第10号 下限面積（別段面積）の設定について
- 議第11号 「三条市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準」（案）について
- 議第12号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更（案）について

## 報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 3号 農地潰廃通報について
- 報第 4号 作付変更届について
- 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

## 農業委員出席委員 19名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員    | 2番 山 屋 和 徳 委員  |
| 3番 熊 倉 睦 委員    | 4番 栞 原 一 郎 委員  |
| 5番 馬 場 良 子 委員  | 6番 坂 井 浩 行 委員  |
| 7番 田 邊 稔 委員    | 8番 捧 幸 伸 委員    |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員  | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 11番 岡 崎 洋 一 委員 | 12番 島 影 正 幸 委員 |

13番 清野秀作 委員      14番 小林茂宏 委員  
15番 佐藤一富 委員      16番 三師満夫 委員  
17番 佐藤裕雄 委員      18番 田邊敦子 委員  
19番 廣川哲也 委員

農業委員欠席委員      なし

推進委員出席委員      16名

飯塚 栄三千 委員	井上 利弥 委員
大口 伸昭 委員	北澤 正之 委員
小池 秀一 委員	笹岡 大介 委員
高山 弘則 委員	原田 孝一 委員
廣川 久一 委員	松岡 博一 委員
松下 正樹 委員	矢代 誠一 委員
山谷 秀昭 委員	吉田 精一 委員
吉田 昇 委員	渡辺 秀人 委員

推進委員欠席委員      2名

蒲澤 利嗣 委員	長谷川 淨二 委員
----------	-----------

説明のため出席した職員

農林課長      藤家 憲

職務のため出席した事務局職員

事務局長	阿部 勝峰
経営基盤係係長	上林 裕則
経営基盤係主任	長谷川 義隆
経営基盤係 一般任用主事	味田 佐恵子

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席19名、欠席0名で会議は成立いたします。

まず、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

6番、坂井浩行委員、14番、小林茂宏委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして御説明いたします。

1ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積9,414平米であります。

なお、先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただきました案件であります。

54番、新堀地内ほかの農地3筆、9,414平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

4ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定1件、面積1万490平米、再設定8件、面積2万4,351平米、合計では9件、面積3万4,841平米であります。

それでは、2ページにお戻りください。

利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

55番は、鬼木新田地内ほかの農地3筆、1万490平米を農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に10年間利用権設定をするものであります。

次の56番から4ページの63番までの8件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告を願います。

第2調査部会長は、栗原代理の隣に着席を願います。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

それでは、第2調査部会の調査結果について報告いたします。

第2調査部会では、9月27日午前9時から厚生福社会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席の下、会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前9時59分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転1件、新規設定1件、再設定8件、合計件数10件、面積4万4,255平方メートルで、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農

作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言を願います。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

5ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定1件、面積1万490平米であります。

一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりです。

1番、鬼木新田地内ほかの農地3筆、1万490平米は、記載の借受人に新規に貸付けをしたいとするものでございます。

説明は以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定1件、面

積1万490平方メートルで、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めることで答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

6ページを御覧願います。今月の申請は4件で、合計面積4,114平米であります。

7番は、東鱒田地内の農地4筆、204平米を譲受人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

8番は、井栗二丁目地内の農地1筆、162平米を譲受人が譲渡人の要望により、贈与により取得するものであります。

9番は、井栗二丁目地内の農地2筆、41平米を譲受人が譲渡人の要望により、贈与により取得するものであります。

10番は、柳場新田地内の農地7筆、3,707平米を譲受人の要望により、贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、贈与によるもの3件、合計件数4件、面積4,114平方メートルで、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

7ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積350平米であります。

10番は、直江町二丁目地内の農地1筆、254平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、済生会三条病院南西480メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

11番は、福島新田地内の農地1筆、96平米を売買により取得し、駐車場4台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、北陸自動車道上り線栄パーキング南西150メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、いずれも議第6号の農地法第5条の許可申請がなされております。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数2件、面積350平方メートルで、書類審査及び現地確認結果などの詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

8ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積450平米であります。

8番は、荒沢地内の農地1筆、450平米を既存宅地510.06平米と一体利用し、住宅、カーポート、作業場及び物置の各1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、荒沢郵便局南東400メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数1件、面積450平方メートルで、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

11ページを御覧願います。今月の申請は11件で、合計面積3,277.5平米であります。この合計面積には55番の取消案件の面積は含まれておりませんので、よろしく願いいたします。

9ページをお願いします。

49番、50番は、先ほど御審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の10番、11番で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

51番は、直江町二丁目地内の農地2筆、1,434平米を売買により取得し、集合住宅2棟、駐車場27台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号直江（二）南交差点西側130メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

52番は、東新保地内の農地1筆、141平米を売買により取得し、建売住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、田島橋南詰北西450メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

10ページをお願いします。

53番は、鶴田二丁目地内の農地1筆、286平米を使用貸借権の設定により住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条東高校北側430メートル付近で、住宅等が連たんする区域内的の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。



54番は、東大崎一丁目地内の農地2筆、197平米を売買により取得し、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、大崎学園北側350メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

55番は、取消案件でございます。上保内地内で、本年8月総会で御審議をいただき、令和3年8月31日付で住宅1棟及び駐車場1台の用地として5条許可を受けた農地2筆、230平米の許可について、申請位置の誤認識による錯誤のため、取消しの申請があったものです。

56番は、下保内地内の農地1筆、200平米を使用貸借権の設定により住宅1棟、車庫1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、JAにいがた南蒲本店南側300メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

57番は、西中地内の農地2筆、208平米を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、総合福祉センター西側440メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

58番は、代官島地内の農地1筆、28.5平米を使用貸借権の設定により、サンワコムシステムエンジニアリング株式会社が行う携帯電話用基地局新設工事に伴う資材置場、作業場の用地として、許可の日から令和4年3月31日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、大島小学校東側450メートル付近で、農振農用地区域内の農地ではありますが、工事に伴う一時転用であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないものと判断されます。

59番は、尾崎地内の農地1筆、433平米を使用貸借権の設定により住宅1棟及び駐車場3台の用地として利用したいものです。場所につきましては、川通どれみこども園南側310メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、取消案件1件については、許可を取り消すこととし、この取消案件以外については、合計件数10件、面積3,277.5平方メートルで、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可とすることといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第7号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』御説明いたします。

13ページを御覧願います。今月の申請は3件で、合計面積4,717平米であります。

3番は、長嶺地内の農地1筆、357平米について、耕作放棄により、周囲が山林等からの直接的な影響によって、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため、非農地としたいものです。

4番は、吉田地内の農地7筆、2,153平米について、耕作放棄により、周囲が山林等からの直接的な影響によって、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため、非農地としたいとするものです。

5番は、荒沢地内の農地9筆、2,207平米について、耕作放棄により、周囲が山林等からの直接的な影響によって、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため、非農地としたいとするものです。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第7号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』は、合計件数3件、面積4,717平方メートルで、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、農地として継続して利用することができないと見込まれることから、農地法第2条第1

項の「農地」に該当しないものとして、非農地と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第2調査部会長は自席へお戻りください。大変御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『令和4年度三条市農林関係施策の要望について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも農政対策部に付託し、議論していただいた経緯がありますが、今回もそのようにしたらいかがと提案申し上げます。御異議ございませんか。

皆さん無言ですので、異議ないということで受け止めます。

しかしながら、この施策というものは三条市農業にとって非常に大事なものでございます。今若干時間がありますので、休憩を取って皆さんの御意見を聞かせていただければと思っていますので、しばらく休憩いたします。

（午前9時58分から午前10時00分まで休憩）

議長（野崎会長）

会議を再開いたします。

皆さん御意見がないようですので、御意見なしと認めます。

それでは、議第8号につきましては農政対策部に付託することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第9号『三条市都市計画審議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第9号『三条市都市計画審議会委員の推薦について』御説明いたします。

14ページの議第9号参考資料を御覧ください。

当審議会は、三条市における都市計画事業の効果的な推進を図るため設置されたものであり、市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査、審議する組織であります。

現在、10番、野崎文夫委員が審議会委員になっているところではありますが、任期が9月30日に満了することから、新たに委員1名の推薦依頼が参っているところがございます。任期は2年でございます。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

三条市都市計画審議会委員の1名については、いかが取り計らったらよいか、しばらく休憩をして自由な意見を交換したいと思います。お願いいたします。

しばらくの間休憩をいたします。

（午前10時02分から午前10時03分まで休憩）

議長（野崎会長）

会議を再開いたします。

休憩中、意見がありませんでしたので、今までどおり私、野崎が留任をすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、10番、野崎文夫を推薦しますので、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第10号『下限面積（別段面積）の設定について』、議第11号『「三条市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準」（案）について』、2件を、関連がありますので、一括議題といたします。

本件については、本年6月総会以降、農政対策部会におきまして集中的に協議、検討していただき、その結果を総会に御報告申し上げ、委員の皆様からも御意見をいただきながら継続審査してまいりました。8月総会におきまして農政対策部会の決定をお示しし、特段の反対の意見もなく、その際お諮りしたとおり、本日御提案させていただいたものです。

この間、転用目的での農地取得を心配する声や、申請に係るチェック体制を求める御意見をいただきました。本日御決定いただければ、そうした心配に対応するために、これまで以上に委員の皆様からは日頃の活動の中で注視していただくことになりすし、加えて、下限面積につきましては設定して終わりではありません。毎年見直しの要否の検討が求められていますし、悪意のある申請に対してはどう対応していくか、農地法の運用等を委員の皆様と一緒に考えて、随時更新していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

少し長くなりましたが、事務局から補足説明があればお願いしたいと思います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第10号及び議第11号について補足説明をさせていただきます。

先月の8月総会で農政対策部会長から報告のあったとおり、部会におきまして慎重審議をいただき、部会の総意として、下限面積について、現行の50アールを30アールに引き下げ、空き家に附属した農地の別段面積については1アールとしたいとするものでございます。

議第10号におきまして、市の全域について、別段面積30アールと定め、議第11号において、空き家に附属した農地の別段面積を1アールと定めることができる取扱い基準を設けるものでございます。

当初、1つの議案の中で別段面積30アールと空き家に附属した農地1アールの2つを定め、事務局の内規として取扱い基準を設けることを想定しておりましたが、法務担当からの助言を基に、このように分けた形で御提案をさせていただきました。実質的には全く変更はございません。

なお、8月総会でマニュアル(案)をお示ししましたが、別段面積を設定いただくことになりましたら、一定の基準として本マニュアルについても活用していきたいと考えております。

会長からもお話がありましたが、別段面積を設定して終わりというものではないと考えております。必要に応じてマニュアルや取扱い基準についても、農政対策部会員をはじめ農業委員会の皆様の御意見をお聞きしながら、より有効な制度に磨き上げていかなければならない重要案件と捉えております。

また、これまで、特に悪意のある申請についてどう対応できるか、チェック体制をどう確立するか心配されてのお話がありました。別段面積を設定するしないにかかわらず、例えば農政対策部会におきまして御審議をいただく農地法の運用の中でも協議させていただき、実質的なチェック体制の強化の議論を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、御決定いただきましたら、議第10号につきましては10月1日付で告示を予定しております。また、議第11号につきましては、同じく10月1日からの施行を考えております。また、決定後はホームページ、広報さんじょうで周知を図るとともに、関係機関への通知等も予定しておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

今ほどの補足説明について御質問があればお願いいたします。

19番、廣川委員。

19番(廣川哲也委員)

19番、廣川です。質問ということではないんですけれども、意見を申し上げさせていただきます。

ただいま会長並びに事務局長から丁寧な御説明をいただきまして、私の懸念に対して多少は心配をしなくてもいいのかなというふうに思っておりますが、ただ現状、悪意のある申請については、一旦許可を出してしまえばそれを元に戻すということは不可能で

ございますので、今事務局での書類の流れを見ていますと、行政書士さんが作った形の整った書類を受け取れば事務局でそのまま処理をせざるを得ないという状況が一番懸念をされているというところを理解をしていただいて、後からパトロールすれば良いと考えることではなく、この際、今現状でも疑わしい案件があるんですが、その方がまた再度取得をするというようなときに、書類上では整っていますから、受けざるを得ないと思います。そういうことを心配していますので、早急にそういうことのないためにどのようにすればいいのか、農政対策部会で検討し御提案をしていただいて、総会で話をさせていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

今ほど廣川委員が意見を述べましたが、私も同感です。何年前かな、これ全く関係ない話なんですけど、廣川委員が許可出してから問題起きたってもうどうもならないんだという意見を述べられましたが、まさしくそのとおりだと思います。しかしながら、その前にやっぱりチェックをしていかなければならないのではないかなと思っています。そういう強化体制を取っていきながらやっていったほうが私はいいんじゃないかと考えております。

それと、数年前ですか、この下限面積とは全然違う話なんですけど、無断転用がありました。それを本人呼び、聴取をしたところ、申し訳なかったと。自分でやろうと思っていたと。その業者に対して仕事させないよという意見を出しまして、一筆書いてもらったいきさつあります。そういったようなことで、そこまで強くしていかなければならないのではないかなと思って、私もそう考えております。私一人ではなく、推進委員、農業委員の皆さんからやはり目を光らせていただいた中で、そういう物件がありましたら事務局のほうへ出て説明していただければなと思っています。これからまた農業委員、推進委員の皆様に対して業務の増えるような形でございますが、これもやむなしという形で私は考えておりますので、どうか御理解のほどお願いを申し上げます。

廣川委員、それでよろしいですよ。

19番（廣川哲也委員）

いやいや、これからの話ですから。今段階でいいとか悪いとかということ言う段階じゃないから。

議長（野崎会長）

はい、分かりました。

ほかに御発言がありませんか。

ないようですので、お諮りをいたします。議第10号及び議第11号につきましては、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないものと認めます。よって、議第10号及び議第11号につきましては原案のとおり決しました。

議長（野崎会長）

当初予定していた議題は全て終了いたしました。冒頭の挨拶に申し上げたとおり、先日皆さんのところへ送付しました議第12号『農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更（案）に係る意見について』を追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、追加することとしたし、直ちに議題に入ります。

なお、本基本構想の所管であります農林課の藤家農林課長から出席していただいておりますので、事務局の説明に続きまして農林課から説明がありますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第12号『農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更（案）に係る意見について』御説明いたします。

このことにつきましては、過日、追加議案としてあらかじめ送付させていただきました。議案に添付いたしました議第12号参考のとおり、令和3年9月21日付で三条市長より本農業委員会会長に意見を求められているものでございます。

後ほど農林課長から説明がありますが、令和2年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正、施行されたことに伴い、県の基本方針が変更され、市町村の基本構想も変更しなくてはならなくなったものでございます。改正に当たりましては、農業基盤強化法施行規則第2条、第7条に農業委員会及び農協の意見を聞かなければならないと定められており、その意見を付して県へ協議し、同意を得ることとなっておりますが、当該協議が急がれるため、今回の総会の追加議案に上げさせていただいたものでございます。変更の内容につきましては、農林課長から説明がありますので、よろしく願います。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、藤家農林課長から説明願いたいと思います。

農林課長（藤家 憲）

皆様、大変お世話になっております。それでは、議第12号で上げさせていただきました農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更（案）について御説明いたします。

最初に、市が策定する基本構想の位置づけでございますが、農用地の集積、あるいは経営の合理化など、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための措置を総合的に講じ、農業の発展につなげていくことを目的としております農業経営基盤強化促進法に定められたものでございます。

この法律におきまして、都道府県は、農業経営基盤の強化の促進に関する方針を定め、農業経営の指標や農用地の利用の集積に関する目標などの基本方針を定めることとされ

ております。市町村は、都道府県の基本方針に則して基本構想を定めることができるとされております。

今回の三条市の基本構想の変更につきましては、前回の平成26年9月に改定した新潟県の基本方針が令和3年3月に再改定されたことを受けて行うものでございまして、先ほど説明がありましたとおり、同法施行規則により農業委員会へ意見を求めることとしているものでございます。

このたびの変更内容でございしますが、大きく3点でございします。1つ目は、本文の22ページを御覧いただきたいと思いますが、表にあります目標年度を令和12年に再設定したことでございます。

2つ目は、令和2年4月に農地中間管理事業の推進に関する法律が一部改正され、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業へ統合されたことにより、関係する箇所を削除したものでございます。

3つ目は、その他の法律改正や施設の変更に伴うもので、米生産については、「地域間調整の利活用による転作等を目指す」といった記載から「需要に応じた生産を推進していく」、それらを変更のほか、文言修正として「農業生産法人」を「農地所有適格化法人」に、「農家子弟」を「農家世帯員」に、「青年就農給付金」を「農業次世代人材投資資金」と変更したものでございます。これらの詳細につきましては、別添の新旧対照表を御覧いただければと存じます。

なお、本文の5ページから20ページにかけて記載されております営農類型の農業経営指標につきましては、今回は県の基本方針においても変更せず、市の基本構想についても同様に変更しておりません。参考まででございしますが、三条地域振興局管内においても市町村の類型の指標について変更したところはないと伺っているところでございます。

なお、この後、県との協議を経て県から同意を得るという形を取りますけれども、事前の県との協議につきましては既に済んでいるというところでございます。農業情勢の変化する中では、この経営指標については意見もあろうかと思いますが、その点もお含みおきいただければと思います。

以上でございします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願いたいと思います。

廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

19番、廣川です。今、意見があっても変更しないんだというように聞こえるような御発言がありましたが、まず最初に、これ平成26年9月にも同様のやり取りがあったかと思うんですけども、例えば18ページの下田の⑦、水稻6ヘクタールを作付して所得目標の400万円をクリアできるのか。それから、戻りまして5ページですが、三条の①、これも12.2ヘクタールを作付して所得目標の800万円がクリアできるのかということがあろうかと思えます。今回はそれは見直ししないんだということなんでしょうけれども、平



成26年9月にも同様な話があって、このままにしたんだろうという感じがしますので、やはり基本となる目標でしょうから、見直してもらったほうがいいんじゃないかなと思います。例えば水稲の品種構成についても、コシヒカリ、こしいぶき、ゆきの精。ゆきの精なんていうのは大分昔の話で、懐かしいなというふうな感じもするわけですから、細かいことを言うようですが、しっかり一つ一つチェックをしていただかないと、目標が勝っていくようだとかなかなかうまくいかないんじゃないかなというふうに見て思いました。

それから、22ページに農地利用の集積ということで、地域の農用地面積の90%というふうに記載があるんですが、今の時世ですと、このぐらい集積されると、集落がもたないんじゃないかなと思うんですけど。ある程度基準となる担い手と自作農、兼業農家というのがバランスよくないとその地域がもたないんじゃないかなと思いますので、この点も考えていく。ずっと平成の時代から来た方針を見直す時期じゃないかなというふうに思いますので、時期に合わせて検討していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（野崎会長）

課長、何か。

農林課長（藤家 憲）

御意見ありがとうございます。指標の部分につきましては、県ともそうした情報交換をいたしてきた中で、非常に今現在支障がある不適切なものであれば、またこの後事務局とも相談しながら修正をしたいとは考えておりますが、全般的に見直すというのは、今回につきましては、指標としては今のところは考えていないところでございます。

なお、22ページの農地集積の部分につきましては、県のほうから県全体の集積目標というものが示されておりまして、そこに則した中で調整を図っていただきたいということで依頼がありましたので、その辺を踏まえてこのようにしているところでございます。

以上です。

議長（野崎会長）

廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

県のほうも同様であるので、県に倣って三条市もこのようにしているんだというふうに理解するんですが、そのことが今の時世に合っているのか合っていないのか検討していただきたい。もう集積一辺倒が今の流れですと、やっぱり担い手の農家とそうでない兼業農家的な農家が何軒かあって集落を支えているんだという流れになっているんじゃないかということで意見を申し上げております。ですから、今回この文言を変えろとかなんとかなんとかということじゃない。また何年か後に見直ししたときに同じようなことが書かれていないのか。検討したんだけど、やっぱりこっちが正しいんだというのであればそれでいいのかなとは思いますが、端的に言えば、ゆきの精の文言もそうですけれども、一度よく現場を見て、状況に合わせて整合が取れるような形にしていきたいと思えます。

実際に課長にお伺いしますけども、6ヘクタールぐらいで400万円ぐらいの所得が取れると思っていますか。

農林課長（藤家 憲）

米価の関係から、そういったのは今現在については非常に難しいものだという認識はございます。ただし、国としても県としても様々な施策を展開する中で努力しているところがございますので、今の段階ではそういった方向性を県とともに一緒に進めていきたいと考えているところでございます。

また、水稻部分につきましては、言い訳するわけではありませんが、国策部分の非常に大きなものがありますので、そうした流れの中でこうした一つの指標として示していきたいというふうに考えております。

議長（野崎会長）

廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

こういったことを三条市から県に上げて、国に上げていかない限り変わっていかないんですよ。そういう観点で考えていただきたいと思うんです。国がこうだから、うんと言って市も国のおりにやっている。ただ、国の言っていることも100%正しいのかと、現場を見ているのかということがあるかと思うんです。ですから、市から県、国といろいろなことを上げていっていただかないとよくなっていかないんじゃないかなという思いで発言をさせてもらっていますので、今回どうしろという話じゃないんで、よろしくお願いたします。

農林課長（藤家 憲）

御意見ありがとうございます。十分しっかりと捉えていきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

原田委員。

推10番（原田孝一委員）

推10番の原田です。基本構想ということで資料を見せてもらったんですけども、先ほど廣川さんが言われましたけども、私の地域は非常にこれ乖離しているなというふうに思います。もう担い手の現役が70前後ということで、うちの地域は5年後には農地を耕作する人はいなくなるのではないかなと。でも、集積し過ぎると、我々のところは用排水は自然用水なので、もう用水の保全作業する人がいなくなる。これは恐らく私のところばかりではないと思うんですけれども、もう一度現場をよく見て基本構想に入れていただきたいというのが私の意見です。よろしくお願いたします。要望です。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

渡辺委員。

推18番（渡辺秀人委員）

推18番、渡辺です。ちょっと質問させてください。

私、語学が得意じゃないのかも分かりませんが、新潟県が出しています農業経営基盤強化の中で、読んでいきますとかなり横文字が出ているんです。例えば、可能な開発SDGs、にいがたAFFリーディングプラン、グリーンツーリズム、かなりこれハイカラな言葉であるんですけど、言葉としてある程度は認識できるんですけど、全員が分かるのでしょうか。県が出しています農業経営基盤強化の促進に関する基本方針に基づいて三条市はこの案を策定したと思うんですけど、県が示していることを三条市のほうでやるのはいいんですけども、その基本方針に横文字が使われているのは、これ時代の流れなんですけど、基本方針を素直に理解できないんじゃないかなと思ひまして、確認します。

農林課長（藤家 憲）

新潟県の基本方針に書かれておりますSDGsに係りましては、昨今もいろんな報道でも話があるとおり、国連が提唱しています持続可能な社会に向けた取組のもので、サステナブル・ディベロップメント・ゴールズというのの略であるかというふうに捉えております。にいがたAFFリーディングプランというのでございますが、これについては、ちょっと今手元に資料がないもんですから、ちょっとはつきりしたことが申し上げられなくて申し訳ありませんが、県の推進するプランの一つというふうに捉えております。

議長（野崎会長）

ほかに。

推18番（渡辺秀人委員）

私質問したのは、かなり横文字があるんですけども、これについて理解はできているのかなと。県の方針に基づいて三条市は基本構想の変更をしたわけですから、方針について聞いております。

農林課長（藤家 憲）

県の文言については、逐一、どう把握しているか今の段階でお答えできないところもありますが、県の取り組む施策については、三条市の支援策の中でどう活用できるかというものは常に行っておりますので、県の方針については理解しているものというふうに捉えております。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

13番、松下委員。

推13番（松下正樹委員）

13番、松下でございます。私、水稻と果樹を栽培しておりますので、幾つか質問させていただきます。地元三条市、そして農業委員会の皆さんには特段の御理解をいただいております、大変ありがたく思っております。

まず、水稻のことでございますけれども、「水稻+果樹」の中で、実質これ経営面積3.5ヘクタールとございます。現在減反は廃止されておりますけれども、実際、参考値とい

う経緯がございまして、それに多くの方が参加しておられたと思いますけども、3.5ヘクタールがその参考値を含むということなのか、それとも抜きにした数値なのか、どっちなのでしょう。当時の減反の面積、参考値はちょっと分かりませんが、40%近くあったと思います。そうしますと実質3.5ヘクタールで目標を達成しようとする場合、実際には6ヘクタールぐらいの面積を経営しておりませんとこの面積にはなりませんけれども、この辺ちょっとお聞きします。

農林課長（藤家 憲）

この面積につきましては、減反を差し引いた面積だというふうに捉えているところがございます。

推13番（松下正樹委員）

減反を加味した面積ということですよ。じゃ、実質6ヘクタールぐらいということの考えでいいんでしょうか。

農林課長（藤家 憲）

差し引いた面積だというふうに捉えております。

推13番（松下正樹委員）

分かりました。

もう一点ですが、これを算出するときの算出根拠ですけれども、差し引いた面積といいますと、これで恐らく県の観光果樹園の面積の10アール当たり177万円という数字を計算に入れて計算された面積の数字ではなかろうかなと、こういうふうに思うんですけれども、その辺はいかがでしょう。

農林課長（藤家 憲）

この表に上げます数値につきましては、基本的には県の数値を参考に設定されたものがこれまでも、それを基に記載してきたものでございます。

推13番（松下正樹委員）

分かりました。

もう一点、これはちょっと要望になるかもしれませんが、経営管理の方法として、「付加価値の増大（加工・販売等の研究）」、そういった文言が書かれておるかと思えます。その付加価値をつけることは、私どもも望むところでございますが、加工部分に関するところでございますけれども、なかなか簡単に加工をやっていただけたところが大変少ない。あるいは仮にジュースを作るといたしますと、県内で作ってくださるところが数か所しかありません。本当に少なく、津南ですとか新潟市に若干ございますけれども、加工の施設が少ない。ストレートのジュースは、コストかかってもやはり長野でありますとか、山形、あるいは南のほうに委託をしなければならない状況でございます。できれば新潟県下にこういった施設が1か所でもあれば大変我々としては助かります。その辺もちょっとお考えになっていただければなと。また、そういう場所があればお聞かせいただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

農林課長（藤家 憲）

ありがとうございます。加工の場所ということでございますが、基本構想につきまし

ては様々な可能性も踏まえて記載しているところがございますけども、実態という面で三条市として市単独でどこまでできるかというところはありませんけども、県とかJAとかと相談しながら推進策を検討してまいりたいと考えております。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

ないようですので、私のほうから少し質問をいたします。

私は、この農業経営基盤強化の促進に関する基本構想というのは非常に注視しているところがございます。この内容につきましては、数十年前から変わっておりません。特に変わっていない部分は、先ほど廣川委員が少し話しましたが、5ヘクタールで農業所得を400万円を目標にきなさいと。今現在の米価の価格でいくなら、400万円は無理だろうという話でございます。認定農業者受けるに、書類出すにはそのように書いてくれという話でございますが、私のほうに耳に入っております。少しこれは強行軍ではなかろうかという意見も入っています。やはり現状に合った、私この基本構想というのは県に行ってまた質問したりしておりますが、やはり先ほど廣川委員が言ったように現場の声、それから三条市が現場の声を聞いて県へ上げて、県から北陸農政局に上げていくというのが順番ではなかろうかなと思っています。私は、北陸農政局に対してこの内容につきまして少し突っ込んだことがあります。やはり現場の声を無視した内容であるといったような声でございます。そうかといって、今回はこれでいかなければならないかなと思っていますが、これからはやはりそういうことのないように、今日三方からの質問が出ましたが、そういうことのないように、現状に合った数字というものを出示していただければなと思っています。

それと同時に、もう一点なんですが、やはり基本構想はあくまでも基本構想であります。その中で厳しくやっていくよりも、少し大目に見て、県単事業、これ全て県単事業に関わる国の予算、あるいは県の予算を利用する場合にこれが基本になっております。この基本構想は基本構想であって、県単事業あるいは国の事業の予算補助を受けるに当たって、やはり現状に合った予算の取り方をしていただければなと思っています。そういったようなことで、今はなかなか大変な時期でございます。農業予算は。一部には、報道によりますと、農家が予算、金を使わなければ農林予算はカットしていきますよという話でございます。私に言わせれば、使わないようにしているのではないかなんかと思って考えて、きつい言葉なんですけど、やはり皆さん農業経営やっている方はほとんどそういうふうを考えているかと思えます。中には自己資金でやっている農家もあります。やはりこれからの農業経営というのは年々厳しくなっております。そういったようなことで、やはり農業を減ぼすならそれでいいかもしれませんが、日本の農業というのは持続していかなければならないというふうに考えております。日本から農業を撤退するとどうなるか予測は立つかと思えますが、そういったような絡みの中で、やはり強く主張しながら農政局あるいは県のほうへ要請していただければなと思っていますので、今後そのように努めていただければなと思っています。よろしく願いいたします。

農林課長（藤家 憲）

ありがとうございました。先ほどの目標の部分でございますが、ちょっと補足をさせていただきますと、農業委員会さんも農地移動適正化あっせん基準というのを持っていますので、そのいわゆる経営基準と経営目標というのはこの計画と表裏一体だというふうに思っていますので、意見、現場の声をいただきながら、共にここについては検討してまいりたいというふうに考えております。ありがとうございました。

議長（野崎会長）

ほかに御意見ないようですので、時間も経過したことから、お諮りしたいと思います。議第12号につきましては、本農業委員会の意見は今後変更するという事で意見調整していただきたいということで特段問題なしとすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、そのように回答いたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

それでは、報第2号から報第5号については事務局より報告を願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思っております。

しばらくにして御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月は農政対策部会の開催予定がされております。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

3番、熊倉です。農政対策部会は、10月20日午後1時半から厚生会館第2集会室で会議を開催したいと思いますので、関係委員は出席をお願い申し上げます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

7番、田邊です。来月は、第3調査部会の当番でございます。10月の25日午前9時か

ら厚生会館第2集会室で会議を行います。関係委員は出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は29日を予定しております。

それでは、長時間にわたって御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時48分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（ 6 番）

---

議事録署名委員（ 1 4 番）

---